

第 100 号

お茶の水女子大学学報

昭和 59 年 9 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	2
学事	3
諸報	6
文部省の新しい組織	6
海外渡航	7
研修	7
給与に関する勧告について	8
レクリエーション行事	16
昭和59年度全国労働衛生週間について	16
計報	17
職員の住所等変更	17
新任者住所等	18
課外活動共用施設新営その他工事について	18
日誌(抄)	18

関係法令

【法律】

○日本育英会法（法律第64号、8月7日官報号外）

【政令】

○国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（政令第245号、7月27日官報）

○日本育英会法施行令（政令第253号、8月7日官報号外）

【省令】

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第39号、7月20日官報）

○日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令（文部省令第40号、8月7日官報）

【規則】

○人事院規則（職員の定年）を制定する規則（人事院規則11—8、7月2日官報）

○人事院規則（職員の災害補償）の一部を改正する規則（人事院規則16—0、7月31日官報）

学内規程

○お茶の水女子大学の組織及び運営に関する検討委員会設置要項

1 設置

お茶の水女子大学にお茶の水女子大学組織運営検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 目的

行政改革の趣旨を踏まえて、社会的要請や教育研究上等の必要性及びその変化に適切に対応し、学術研究の一層の進展、教育の充実等に資するため、大学の組織及び運営の全般にわたり、見直しを行う。

3 検討事項

次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 本学の位置付け、内部構成及び今後の在り方
- 2) 教育職員の配置、教育研究等の分担、人事交流等の状況及び今後の在り方
- 3) 教育研究遂行上の工夫改善、研究成果の評価とその活用等の状況及び今後の在り方
- 4) 国際交流・協力の状況及び今後の在り方
- 5) 各種附属教育研究施設等の状況及び今後の在り方
- 6) 入学者選抜の在り方
- 7) 進路（就職）指導の在り方
- 8) 附属学校の状況及び今後の在り方
- 9) 管理運営等の上での効率化、合理化等の改善状況及び今後の在り方
- 10) その他必要な事項

4 検討期間

昭和59年度以降5～6年以内を目途とする。

5 検討委員会の組織

1) 検討委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- 一 学 長
- 二 各 学 部 長
- 三 人間文化研究科長

- 四 附属図書館長
- 五 附属学校部長
- 六 学生部長
- 七 事務局長

2) 委員長は、学長をもって充てる。

6 検討の委嘱

3の検討事項の検討については、次の各号に掲げるところにより、学内の各委員会に委嘱する。なお、検討事項の各委員会への振り分けについては、必要に応じて変更することができる。

- 1) 検討事項 1)、2)、3)、4)、5)
.....将来構想検討委員会
- 2) 検討事項 6).....入学者選抜方法研究委員会
- 3) 検討事項 7).....学生委員会
- 4) 検討事項 8).....附属学校教育研究委員会
- 5) 検討事項 9).....事務改善研究委員会
- 6) 検討事項 10)
.....検討委員会が必要に応じて指定する委員会

7 各委員会における検討状況の報告

各委員会は、その検討事項についての検討状況の概要を、毎年3月末日までに、検討委員会に報告する。

8 検討状況の内容の整理及び評議会への報告

検討委員会は、7の各委員会の報告に基づいて、その内容を整理し、毎年6月末日までに評議会に報告する。

9 検討結果の内容の整理及び評議会への報告

検討委員会は、各委員会における検討が終了したときは、その内容を整理し、評議会に報告する。

10 検討委員会の事務

庶務課において処理する。

11 検討委員会の存続期間

検討委員会は、3の検討事項についての検討が終了する日まで存続する。

12 実施の日

この要項は、昭和59年7月11日から実施する。

人 事

◎人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(昇 任)			
59. 8. 1	文部教官(助教授理学部)	細矢 治夫	教授(理学部)に昇任させる
〃	〃	前田 侯子	〃

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
59. 8. 1	文部教官(助手理学部附属臨海実験所)	根本 心一	助教授(理学部附属臨海実験所)に昇任させる
(転 任)			
59. 7. 1	文部教官(助手大学院人間文化研究所)	内田 恵子	総理府技官(国立公害研究所環境生理部環境生理研究室)に転任させる
(併任解除)			
59. 8. 1	文部教官(岡崎国立共同研究機構教授分子科学研究所分子集団研究系)	丸山 有成	教授(理学部)の併任を解除する
(命 免)			
59. 7. 1	文部技官(厚生課栄養士)	安藤 宣	大山家事務主任を命ずる
(退 職)			
59. 7. 31	文部教官(附属高等学校教諭)	田中公美子	辞職を承認する
59. 8. 31	文部教官(附属中学校教諭)	服部 祐子	〃
(臨時的任用)			
59. 8. 1		尾花 智子	文部教官(附属高等学校養護教諭)に臨時的に任用する 任期は昭和59年8月29日までとする
59. 8. 30	文部教官(附属高等学校養護教諭)	〃	臨時的任用を更新する 任期は昭和59年10月10日までとする

◎学内委員

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
59. 7. 1	教 授	中山 時子	留学生顧問教官を命ずる 任期は昭和61年6月30日までとする
〃	〃	原 ひろ子	〃

◎非常勤講師

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採 用)			
59. 7. 1		豊田 直平	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年7月31日までとする
〃		加藤 忠明	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和59年7月31日までとする
〃		今井 光映	〃
59. 7. 16		村野 知子	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和59年9月30日までとする
(併 任)			
59. 7. 1	文部教官(上越教育大学教授)	新井 郁男	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和60年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
59. 7. 1	文部教官(筑波大学助教)	高橋 伍郎	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年8月31日までとする
〃	文部教官(信州大学教授)	篠原 昭	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和59年7月31日までとする
〃	文部教官(国文学研究資料館)	安沢 秀一	〃
59. 8. 16	文部教官(統計数理研究所)	長谷川政美	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年9月30日までとする

◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
59. 7. 1		野田 郁子	事務補佐員(学生課)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
59. 8. 1		菅原 真弓	事務補佐員(会計課)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
(退職)			
59. 8. 15	事務補佐員(会計課)	栗原 明子	辞職を承認する
59. 8. 31	事務補佐員(文教育学部)	村野美奈子	〃
〃	事務補佐員(附属図書館)	渡辺 恵子	〃

学 事

○昭和60年度 お茶の水女子大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

志願する学部・学科		学 力 検 査 科 目	備 考
文 教 育 学 部		国語Ⅰ・Ⅱ、古典 外国語(英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	舞踊教育学科(舞踊教育学、音楽教育学)の志望者にはほかに実技検査を行う。
理 学 部	数 学 科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計* 外国語(英語Ⅰ・Ⅱ、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	第一志望学科について決められた科目を受験すること。
	物 理 学 科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計*、物理*	
	化 学 科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*、化学 ○物理*、○生物 ○印の科目のうち1科目を選択	
	生 物 学 科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*、生物 ○物理*、○化学 ○印の科目のうち1科目を選択	
☆ 家 政 部	児童学科 被服学科 家庭経営学	A 国語Ⅰ・Ⅱ、古典 外国語(英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	児童学科の志望者にはほかに小論文を課す。
	児童学科 食物学科 被服学科 家庭経営学	B 数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計* 外国語(英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	

* 数学については高等学校学習指導要領中、確率・統計の「内容」(35、36頁)のうち「(1)資料の整理」、「(4)確率分布」及び「(5)統計的な推測」を除く。理科については物理の「内容」(40、41頁)のうち「(4)原子」を除く。

☆ 児童学科、被服学科及び家庭経営学科志望者は、A・Bいずれで受験してもよい。食物学科はBで受験のこと。

○入学者選抜第1次・第2次配点比率

学部名	試験の区分	教 科				配点合計	備 考
		国 語	社 会	数 学	理 科		
文 教 育 学 部	共通1次試験	200点	200点	200点	200点	1,000点	舞踊教育学科舞踊教育学・音楽教育学は実技検査を課し、総合判定の資料とする。
	第2次試験	250	—	—	250	500	
	計	450	200	200	450	1,500	

合否判定は、原則として共通1次試験の総得点が全国平均以上である者について、共通1次試験の理科(200点)および外国語(200点)、ならびに第2次試験【下表(400点)】の成績にもとづいて行う。

備考：共通1次試験の追試験受験者についても、本試験の全国平均点を基準とする。

第2次試験

学部名	学 科 名	数 学	数 学	物 理	化 学	生 物	外 国 語	計	備 考
理 学 部	数 学 科	150*	150				100	400	* 数学の科目のうち、「微分・積分」を除く。
	物 理 学 科	150*	100	150				400	
	化 学 科	150*		(100)	150	(100)		400	
	生 物 学 科	150*		(100)	(100)	150		400	() から1科目を選択

学部名	学 科 名	試験の区分	教 科						配点合計	備 考
			国 語	社 会	数 学	理 科	外 国 語	等		
家 政 学 部	A 児 童 服 務 学 科	共通1次試験	100	100	100	100	100	100	500	児童学科のみ小論文を課し、重要な参考とする。
		第2次試験	250	—	—	—	250	—	500	
		計	350	100	100	100	350	—	1,000	
家 政 学 部	B 児 童 服 務 学 科	共通1次試験	100	100	100	100	100	100	500	児童学科のみ小論文を課し、重要な参考とする。
		第2次試験	—	—	250	—	250	—	500	
		計	100	100	350	100	350	—	1,000	

〇昭和59年度科学研究費補助金交付決定者一覧

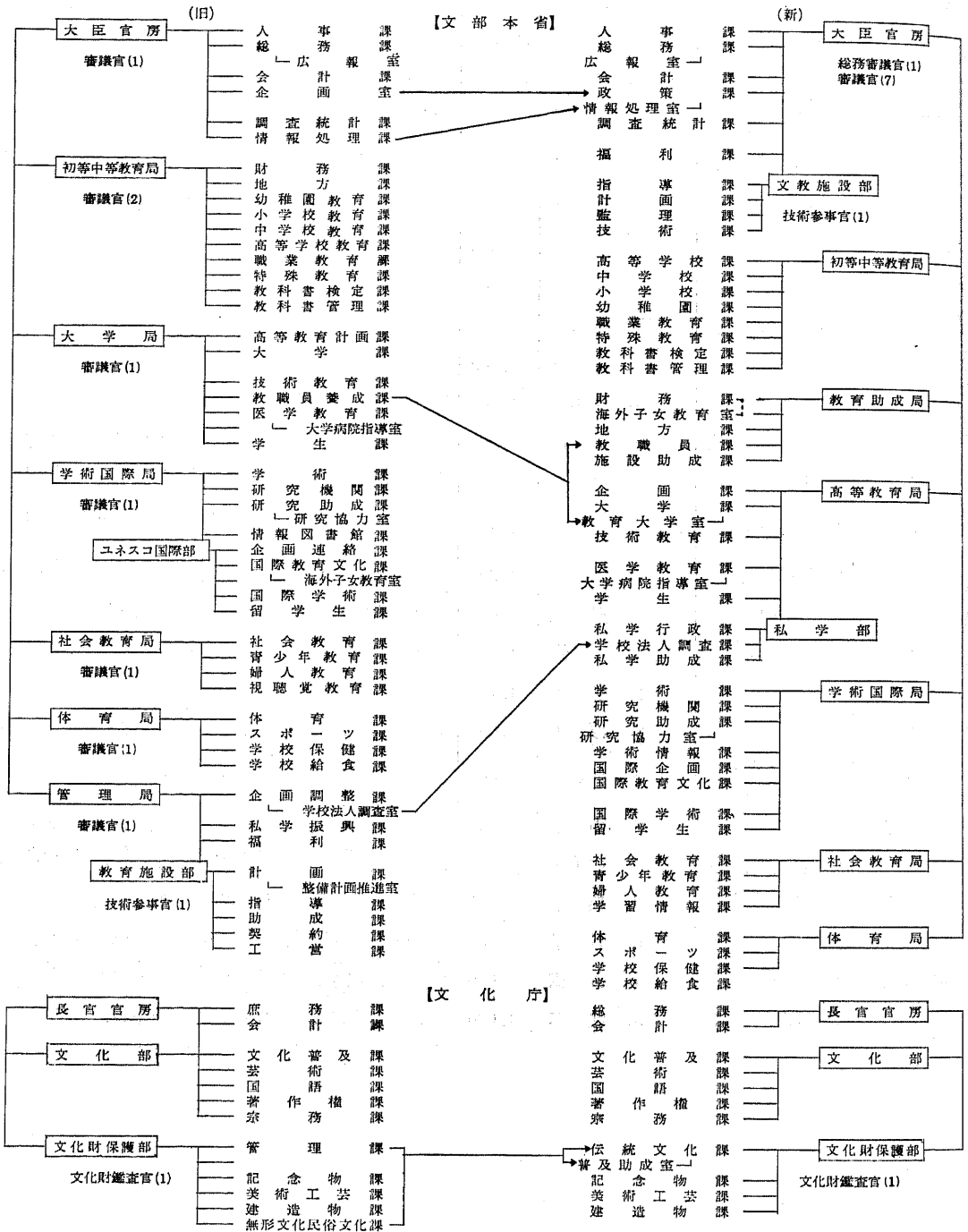
種 目	研究代表者 所 属 ・ 職	氏 名	配分額	研 究 課 題 名
特定研究 1	学 長	藤 卷 正 生	34,500	食品機能の系統的解析と展開
特定研究 2	理学部・教授	瀬 野 信 子	1,700	フィブロンクテンと固定化グリコサミノグリカンとの相互作用
〃	生活環境研究センター・教授	五十嵐 脩	1,600	ω-3 系例脂肪酸摂取が生体脂質構成に及ぼす影響
総合研究 A	生活環境研究センター・教授	福 場 博 保	500	食品素材の配合・調理がもたらす食物学的功罪
〃	家政学部・教授	松 川 哲 哉	10,700	機能性新素材の耐久性能と消費性能の評価
一般研究 A	理学部・教授	曾 根 興 三	26,300	電子スピン共鳴法による新しいドナー・アクセプター相互作用の研究
一般研究 B	文教育学部・教授	大 宮 誠	1,000	音楽様式分析情報のコンピューター処理方法
〃	文教育学部・教授	坂 本 満	4,400	医学・博物学と美術との交流——版画を媒体として——
〃	理学部・教授	伊 藤 厚 子	6,300	異方性の競合するランダム反強磁性体混晶におけるスピンの空間的・時間的相関
一般研究 C	家政学部・教授	中 島 利 誠	500	被服中の水分移動と着用感に関する研究
〃	家政学部・講師	久保田 紀久枝	300	だし汁の加熱香気生成機構
〃	理学部・助手	室 伏 きみ子	600	ブタ腎トリシアロガングリオンドと、シアリルトランスフェラーゼ
〃	理学部・助教授	小 川 洋 輔	2,200	リーマン多様体の幾何学
〃	理学部・教授	松 田 千鶴子	1,500	微分方程式の解析的研究
〃	理学部・助教授	遠 山 益	800	葉緑体と核との相関に関する細胞微細構造的な研究
〃	理学部・教授	能 村 堆 子	1,600	蛍光ラベルしたATPase——その作製と微小管の相互作用
〃	理学部・助教授	根 本 心 一	1,400	サイクリック GMP によるヒトデ卵成熟開始機構の解析
〃	家政学部・教授	相 田 浩	1,600	微生物の生産するレクチンの精製とその生物学的作用
〃	理学部・助教授	松 本 勲 武	1,600	ムコ多糖特異的肝レクチンの生物学的意義
〃	生活環境研究センター・教授	五十嵐 脩	1,400	魚油の栄養的意義、特に脂質代謝に及ぼす影響
〃	家政学部・教授	小 林 彰 夫	1,700	甲殻類の焙焼香気
〃	家政学部・助教授	島 田 淳 子	1,600	加熱調理における省エネルギー的研究
〃	文教育学部・教授	森 下 はるみ	1,600	幼少期動作発達の行動生理学的研究
奨励研究 A	文教育学部・講師	江 原 由美子	500	現象学的社会学方法論による差別問題の理論研究
〃	大学院人間文化研究科・助手	西 村 由美子	700	家庭教育に関する文献・論文の目録及び抄録の作成
〃	文教育学部・講師	今 西 典 子	900	談話における照応表現に関する研究
〃	理学部・助手	鷹 野 景 子	800	非経験的分子軌道法による原子の酸化状態の解析
奨励研究 A	理学部・助手	最 上 善 広	900	織毛逆転反応の定量的記載とその解析に基づく織毛の屈曲形成機構の研究
〃	理学部・助手	窪 田 健 二	1,000	動的散乱法による高分子鎖の屈曲性の研究

諸 報

○文部省の新しい組織

文部省組織令の全部を改正する政令が、昭和59年6月28日政令第227号をもって公布され、昭和59年7月1日から施行されました。このことに伴い文部省の内部部局が次のとおり再編成されました。

文部省機構新旧対照図



○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
理学部 助手	大島裕子	アメリカ カナダ	アメリカ航空学会での講演 及び研究資料収集	59. 6. 20～ 59. 7. 1	研修
家政学部 教授	原ひろ子	アメリカ	日本の女性研究をめぐる会 議出席	59. 6. 27～ 59. 7. 1	〃
文教育学部 教授	春日喬	アメリカ	文部省在外研究員（長期） 対人関係における病理現象 形成のメカニズム・コミュ ニケーションと精神病理	58. 9. 1～ 59. 7. 1	出張
文教育学部 教授	興水はる海	アメリカ	米国安全技師協会年次総会 出席と資料収集	59. 6. 22～ 59. 7. 3	研修
理学部 助手	堀佳也子	イギリス	第10回国際液晶会議出席	59. 7. 14～ 59. 7. 23	〃
家政学部 教授	湯沢雍彦	イタリア	家族問題の調査と資料収集	59. 7. 13～ 59. 7. 24	〃
文教育学部 教授	松本千代栄	アメリカ	国際女子体育会議1985実行 委員会及び国際舞踊シンポ ジウム出席	59. 7. 15～ 59. 7. 29	〃

○研修

名	称	実施期日	対象者	修了者	主催（場所）
昭和59年度国立学校事務 電算化担当職員研修会		昭和59年7 月23日～8 月2日	関東C地区国立学校事 務電算化初級コース職 員研修を修了した者又 はこれと同程度の知識 を有すると認められる 者	家政学部学務係 岩田光夫	文部省及び東京 工業大学
第36回関東地区中堅係員 研修		昭和59年7 月17日～26 日	次の各号に該当する者 で、人事院関東事務局 長が認めた者 ア 初級試験採用後お おむね8年の経験を 有する者及び中級試 験採用後おむね5 年の経験を有する者 並びにこれらと同等 と認められる者 イ 年令30歳未満の者 ウ 勤務成績が優秀な 者	庶務課職員係 清水孝一	人事院関東事務 局
第17回関東地区公務研修 協議会方式接遇研修指導 者養成研修		昭和59年8 月21日～24 日	次の各号に該当する者 で人事院関東事務局長 が受講を認めた者	庶務課大学院係長 野村直樹	人事院関東事務 局

名 称	実施期日	対 象 者	修 了 者	主催 (場所)
昭和59年度中堅事務職員 研修	昭和59年 8 月29日～9 月 1日	ア 係長相当以上の者 イ 本研修修了後、接 遇関係研修の指導に 従事する予定の者 ウ 勤務成績が優秀な 者 事務担当職員のうち、 行(→)6等級、7等級の 者及びこれと同等と認 める者で、事務局長が 受講を認める者	庶務課 藤野 義広 " 渡部みさ子 会計課 佐々木信一 施設課 石川 千一 厚生課 河野 隆 入学主幹室 渋谷 正巳 理学部 内田 高詩 附属学校部 羽根ひろの " 豊田みゆき	お茶の水女子大 学 (草津セミナー) ハウス

○給与に関する勧告について

人事院から、昭和59年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関して、次のような勧告が行なわれた。

昭和59年 8月10日

衆議院議長 福 永 健 司 殿
参議院議長 木 村 睦 男 殿
内閣総理大臣 中曾根 康 弘 殿

人事院総裁 内 海 倫

人事院は、国家公務員法及び一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告する。

この勧告に対し、国会及び内閣が、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう切望する。

別紙第1

報 告 (抄)

1 公務員給与をめぐる最近の動き

人事院の給与勧告の対象となる職員は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受けるいわゆる非現業国家公務員約50万人であって、これらの職員の給与は、官民給与の精密な比較に基づく勧告を通じて民間給与に均衡させて決められてきているところである。しかるに、昭和57年においては国民的課題である行財政改革を担う公務員が率先してこれに

協力する姿勢を示すこととされ、異例の措置として、勧告に基づく4.58%の改定が見送られ、さらに昭和58年においては6.47%の改定の勧告に対し2.03%の改定にとどめられることとなった。その結果、これらの職員の給与水準は類似の職種の職務に従事している民間従業員のそれを相当下回ったものとなっている。

このような、連年にわたる給与改定の見送り、抑制の状況にありながら、職員は、定員の計画的、継続的な縮減及び予算の厳しい節減の下で、停滞を許さない行政の実施に精励してきているが、給与改定の抑制が今後とも継続するとすれば、職員の志気の低下、勤務意欲の減退を引き起こし、また、労使関係への悪影響を招来するとする声が高まってきている。本院としては、この際、広く公務内外の意見を聴取したが、一方において現下の財政事情に対する配慮、公務員の数及び勤務態度、生涯給与の観点から見た公務員の処遇、地方公務員の給与の現状等についての批判的意見があるが、行政の役割、公務員の志気、人材の確保、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告の意義等について深く考慮する必要があることを強調する意見も多い。人事院勧告による公務員給与の決定方式が長年の経緯を経て定着してきているところであるが、近年の勧告の取扱いをめぐる、行政訴訟が提起されるなど、労働基本権のあり方についても議論が及ぼうとする現状にある。

(以下略)

別紙第2

勧 告 (抄)

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) (略)

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額を42,000円とすること。

イ 扶養手当について

手当の月額を配偶者14,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人までは各1人につき4,500円（配偶者が不在職員の扶養親族にあつては、そのうち1人を9,500円）とすること。

ウ 住居手当について

借家・借間に係る手当について、家賃の額と9,000円との差額が7,500円を超えるときに加算することとされている2分の1加算の限度額を月額7,500円とすること。

エ 通勤手当について

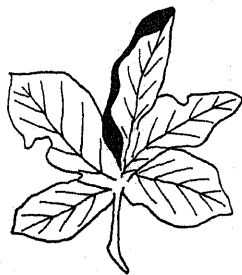
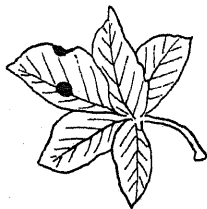
(ア) 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額19,000円とするとともに、運賃等相当額が当該限度額を超えるときに加算することとされている2分の1加算の限度額を月額4,000円とすること。

(イ) (略)

なお、上記の(ア)及び(イ)の改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、昭和59年4月1日から実施すること。



別記

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(-)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	321,400	249,800	—	—	—	129,400	110,800	—
2	334,900	260,200	222,600	189,200	158,100	136,000	116,200	90,600
3	348,400	270,600	231,000	197,100	165,300	142,700	122,400	93,400
4	361,900	281,100	239,500	205,100	172,600	149,500	129,300	96,400
5	375,400	291,800	248,200	213,100	180,100	156,400	135,500	99,500
6	388,900	302,600	257,100	221,100	187,900	163,100	140,600	102,900
7	402,300	313,400	266,000	229,100	195,500	169,700	145,600	106,700
8	415,700	323,900	275,000	237,200	202,800	176,200	150,500	110,900
9	429,000	334,300	284,000	245,400	210,100	181,700	154,800	114,600
10	442,100	344,500	292,900	253,600	217,100	187,100	158,800	118,100
11	452,300	354,400	301,700	261,900	224,000	192,300	162,700	121,300
12	458,500	364,100	310,500	270,400	230,900	197,500	166,500	124,100
13	464,600	372,600	319,200	278,900	237,600	202,500	170,300	126,900
14	470,200	379,200	327,500	287,200	244,200	207,000	173,000	129,200
15	475,000	385,400	335,700	294,900	250,600	211,400	175,700	131,400
16		389,700	342,200	302,200	256,400	215,700	178,400	133,500
17			348,400	308,100	262,000	219,800	181,000	135,100
18			352,500	313,500	266,200	223,200	183,400	
19			356,300	317,400	269,700	226,300	185,400	
20			360,100	321,100	273,200	228,600		
21				324,700	275,700	230,900		
22				328,300	278,200	233,200		
23				331,900	280,600	235,500		
24					283,000	237,700		
25					285,400			
26					287,800			

ロ 行政職俸給表(=)

職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	184,900	156,300	128,100	113,100	91,400	81,600
2	191,100	162,000	133,700	118,000	94,100	84,000
3	197,800	167,700	139,300	123,000	97,200	86,400
4	203,500	173,400	145,000	128,100	100,400	88,900
5	210,200	179,100	150,600	133,200	104,000	91,400
6	216,900	184,900	156,300	138,200	108,200	94,000
7	223,900	190,700	161,700	143,100	113,100	97,000
8	230,900	196,400	166,900	147,900	118,000	100,100
9	237,900	202,000	172,300	152,700	122,900	103,600
10	244,900	207,100	177,200	157,400	127,700	107,600
11	251,900	212,100	181,800	161,900	132,300	111,700
12	258,900	217,100	186,400	166,200	136,700	116,000
13	265,800	222,100	190,900	170,500	140,700	120,300
14	272,600	227,100	195,300	174,500	144,600	124,500
15	278,500	231,900	199,700	178,400	148,000	128,200
16	284,400	236,700	204,000	181,900	150,800	131,700
17	290,200	241,400	208,300	185,400	153,500	135,100
18	295,000	245,900	212,600	188,700	156,200	137,600
19	301,000	250,400	216,700	192,000	158,800	140,000
20	305,800	254,700	220,300	194,400	161,200	142,400
21	309,900	258,600	223,300	196,400	163,300	144,400
22	314,000	262,400	225,800	198,400	165,300	146,400
23	318,000	265,900	228,100	200,400	167,200	148,300
24	321,400	269,200	230,200	202,300	169,100	150,200
25		271,600	232,200	204,200	170,900	152,100
26			234,200			154,000
27			236,200			155,900
28			238,200			157,700
29						159,400

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	180,400	131,100	106,600
2	—	210,100	188,500	139,200	111,300
3	269,200	219,400	196,800	147,300	116,300
4	279,300	228,700	205,200	155,600	122,500
5	289,500	238,100	213,700	163,900	128,800
6	299,800	247,500	222,300	172,100	135,800
7	310,100	256,900	231,100	180,300	142,900
8	320,400	266,500	239,800	188,400	150,400
9	330,700	276,000	248,400	196,600	157,900
10	341,000	285,400	257,000	204,700	165,600
11	351,400	294,600	265,300	212,600	173,300
12	361,800	303,400	273,600	220,500	180,500
13	372,200	311,400	281,900	228,200	187,400
14	382,600	319,200	290,200	234,900	193,800
15	393,100	327,000	297,900	241,600	199,800
16	403,600	334,300	305,500	247,500	205,700
17	414,100	341,500	313,100	253,300	211,300
18	424,100	348,800	320,300	259,100	216,700
19	433,100	356,000	327,500	264,800	222,100
20	442,100	363,000	334,800	270,400	227,300
21	451,100	369,400	341,700	276,000	232,300
22	459,300	375,800	348,600	281,600	237,200
23	466,900	382,100	354,800	286,900	241,900
24	472,400	387,700	360,100	292,000	246,600
25	477,200	393,200	364,000	297,100	250,300
26	482,000	398,100	367,200	301,500	254,000
27		401,600		305,000	257,400
28				308,100	260,700
29				311,100	263,200
30					265,600

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	312,800	—	117,400	—
2	321,700	230,600	123,200	98,800
3	330,600	238,900	130,300	102,300
4	339,500	247,300	137,500	106,500
5	348,400	255,600	144,600	110,800
6	357,400	264,000	151,700	115,800
7	366,400	272,500	158,800	121,400
8	375,400	281,000	165,800	127,700
9	384,400	289,600	172,800	134,600
10	393,200	298,100	179,900	141,400
11	401,600	306,600	187,000	148,200
12	409,500	315,000	194,300	155,000
13	416,700	323,300	202,400	161,700
14	423,700	331,400	210,500	168,300
15	428,300	339,500	218,700	174,900
16		347,500	226,900	181,500
17		355,500	234,900	188,000
18		363,400	242,900	194,500
19		371,300	250,800	201,000
20		379,200	258,800	207,200
21		386,900	266,900	212,800
22		392,900	274,900	218,300
23		399,400	282,900	223,500
24		405,900	291,000	228,500
25		410,100	298,800	233,300
26			306,000	238,100
27			313,100	242,800
28			320,000	247,200
29			327,000	251,300
30			334,000	255,400
31			340,100	258,800
32			345,900	261,900
33			350,900	265,000
34			355,200	267,800
35			359,400	270,000
36			363,500	
37			366,500	

八 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	309,600	—	106,500	—
2	317,500	196,500	111,900	98,500
3	325,300	205,300	117,400	102,300
4	333,300	213,700	123,200	106,500
5	341,200	222,200	130,300	110,500
6	349,100	230,600	137,500	115,800
7	356,900	238,900	144,600	121,400
8	364,600	247,300	151,700	127,700
9	371,600	255,600	158,800	134,500
10	378,600	264,000	165,800	141,300
11	385,000	272,400	172,800	148,000
12	391,300	280,700	179,900	154,500
13	396,200	288,400	187,000	160,800
14	401,000	296,000	194,300	166,900
15	405,100	303,500	202,400	172,900
16		310,900	210,500	178,500
17		318,200	218,700	184,600
18		325,400	226,900	190,100
19		332,600	234,900	195,600
20		339,800	242,900	200,900
21		347,000	250,800	205,900
22		353,500	258,700	210,600
23		359,700	266,700	215,100
24		365,200	274,600	219,200
25		369,900	281,800	223,200
26		373,600	288,900	226,400
27		376,600	296,000	229,500
28		379,600	302,400	232,100
29		382,600	308,700	234,400
30			314,700	236,600
31			320,500	238,700
32			326,300	
33			331,400	
34			336,500	
35			341,100	
36			345,000	
37			348,700	
38			352,400	
39			355,000	

医療職俸給表

イ (略)

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	314,500	258,800	231,000	197,100	146,000	114,600	100,000	—
2	326,000	269,500	239,500	205,300	152,800	119,900	104,200	93,500
3	337,500	280,300	248,200	213,500	159,800	126,200	108,500	96,600
4	349,200	291,100	257,100	221,800	166,900	132,500	113,200	99,800
5	360,900	302,000	266,000	230,100	174,000	138,800	118,500	103,600
6	372,700	312,900	275,000	238,400	181,100	145,100	124,600	107,500
7	384,400	323,600	284,000	246,700	188,400	151,400	130,700	111,500
8	395,900	334,100	292,900	255,000	195,800	157,800	136,200	115,200
9	407,500	344,500	301,700	263,300	203,100	164,200	141,200	118,600
10	419,100	354,400	310,500	271,700	210,500	170,400	146,100	121,600
11	426,000	364,100	319,200	280,100	217,600	176,600	150,800	124,200
12	432,100	372,600	327,500	288,200	224,400	182,100	154,900	126,700
13	437,800	379,200	335,700	295,700	231,100	187,500	159,000	128,300
14	443,000	385,400	342,200	302,900	237,800	192,800	162,900	
15	448,200	391,700	348,400	308,800	244,500	198,100	166,700	
16	452,700	396,000		314,500	250,900	203,100	170,500	
17			356,300	319,700	257,100	207,700	173,200	
18				324,600	263,000	212,100	175,900	
19				328,200	267,500	216,400	178,400	
20				331,800	271,200	220,500	180,400	
21					274,800	223,700		
22					277,400	226,000		
23					279,900	228,300		
24					282,300	230,500		

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	226,500	177,200	151,600	112,700	98,200
2	234,400	184,000	157,600	117,900	101,700
3	242,500	190,500	163,900	123,200	105,300
4	250,700	197,700	170,300	128,900	109,100
5	259,200	204,800	176,700	134,600	112,700
6	267,900	211,900	183,100	140,300	117,900
7	276,600	219,000	189,400	145,800	123,100
8	285,200	226,100	195,700	151,400	128,700
9	293,900	232,900	201,900	156,900	134,400
10	302,500	239,700	208,100	162,400	139,900
11	311,000	246,600	214,300	167,800	145,200
12	319,400	253,400	220,500	173,200	150,500
13	327,800	260,200	226,700	178,500	155,600
14	335,800	267,000	232,900	183,600	160,700
15	343,800	273,700	239,000	188,600	165,600
16	351,200	280,400	245,100	193,700	170,400
17	359,400	287,100	251,100	198,700	175,100
18	365,100	293,800	257,000	203,500	179,600
19	370,900	300,500	262,800	208,300	184,100
20	374,800	307,000	268,400	213,100	188,600
21	378,500	312,700	274,000	217,800	192,900
22	382,200	317,100	279,500	222,500	197,200
23		321,300	283,900	227,200	201,200
24		325,400	288,100	231,900	204,700
25		329,700	292,100	236,500	208,100
26		331,900	295,100	241,200	211,200
27		334,600	298,100	245,400	214,100
28			300,600	249,300	217,000
29				253,100	219,200
30				255,500	

指定職俸給表

号俸	俸給月額
1	438,000
2	483,000
3	538,000
4	595,000
5	642,000
6	691,000
7	750,000
8	809,000
9	866,000
10	922,000
11	977,000
12	998,000

別記備考

- 各俸給表の備考は、現行どおりとする。
- 改定後の俸給表適用の日における職員の職務の等級及び号俸は、その適用の日の前日における職務の等級及び号俸と同一とする。

給与改定についての説明

昭和59年 8月10日
人 事 院

- 公務員の給与は民間の給与と均衡させることを基本としており、その趣旨で、官民給与の正確な比較を行うため、人事院は、例年のとおり、職員の全員について給与等の実態調査を実施するとともに、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である全国の約4万の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約7,600の民間事業所について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

この調査結果に基づき、公務員にあっては行政職(事務・技術職、技能・労務職)、民間にあってはこ

れに相当する職種の職務に従事する者について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢等給与を決定する条件が同等と認められる者の相互の給与を比較した結果、その較差は、平均15,541円(6.44%)であることが明らかになったので、これを埋めるための給与改定を行うことが必要であると認めて勧告を行った。このような較差となったのは、昨年4月の官民給与較差が6.47%であったのに対し実際に行われた給与改定は2.03%にとどまったことに加え、その後民間給与が上昇したことによるものである。

- 給与改定の内容は、次のとおりである。

(1) 俸給表

行政職俸給表について、民間給与の傾向等に照らし、世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ改定を行うとともに、他の俸給表については、行政職俸給表との権衡を基本とし、民間給与の実態をも考慮した改定を行うことにより、全俸給表の全等級にわたる改定を行うこととした。

ア 初任給については、一般の事務・技術系の場合、次のとおりとした。

大学卒(上級乙試験)110,800円(現行104,000円)

短大卒(中級試験) 99,500円(現行 93,400円)
 高校卒(初級試験) 93,400円(現行 87,700円)
 イ 職種別の改善に当たっては、公安職員、若手
 研究員等について配慮した。

(2) 諸手当

諸手当については、同種手当についての民間の
 支給状況等を考慮して、次のとおり改めることと
 した。

ア 扶養手当

配偶者 14,000円(現行12,300円)

配偶者以外の扶養親族のうち2人

各 4,500円(現行 3,800円)

ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養
 親族のうち1人は 9,500円(現行8,300円)

なお、その他の扶養親族については現行のま
 まとした。

イ 通勤手当

(7) 交通機関等利用者(電車、バス等利用者)
 の場合

運賃等相当額の全額支給の限度額を19,000
 円(現行17,600円)に、2分の1加算の限度
 額を4,000円(現行2,800円)に引き上げるこ
 ととした。これに伴い最高支給限度額は23,000
 円(現行20,400円)となる。

(i) (略)

ウ 住居手当

借家・借間居住者に対する手当について、家
 賃、間代と9,000円(控除額)との差額が全額
 支給限度額(7,500円一据え置き)を超える場合
 の2分の1加算の限度額を7,500円(現行6,800
 円)に引き上げることとした。これに伴い最高
 支給限度額は15,000円(現行14,300円)となる。

なお、持家居住者に対する手当については、
 現行どおりとした。

エ 初任給調整手当

医療職俸給表(-)の適用を受ける医師及び歯科
 医師に対する初任給調整手当との均衡上、いわ
 ゆる医系教官等に対する同手当の支給月額に限
 度を42,000円(現行40,100円)に引き上げるこ
 ととした。

オ 期末・勤勉手当については、昨年5月から本
 年4月までの間の民間における賞与等特別給の
 支給実績を調査した結果、現行の年間支給割合
 (4.9月分)とほぼ均衡がとれているので、現行
 のままとした。

以上のうち、官民給与の比較の基礎となる給与に
 ついての改善は、1人当たり平均にして、俸給で
 13,160円(5.45%)、諸手当で1,608円(0.67%)、そ

の他に773円(0.32%)、計15,541円(6.44%)とな
 る。

3 改定の実施時期については、本年4月1日とし
 た。

4 公務員の給与は、昭和57年においては国民的課題
 である行財政改革を担う公務員が率先してこれに協
 力する姿勢を示すこととされ、異例の措置として、
 勧告に基づく4.58%の改定が見送られ、さらに昭和
 58年においては6.47%の改定の勧告に対し2.03%の
 改定にとどめられている。

このような、給与改定の見送り、抑制の状況にあ
 りながら、職員は、定員の計画的、継続的な縮減及
 び予算の厳しい節減の下で、停滞を許さない行政の
 実施に精励してきているが、給与改定の抑制が今後
 とも継続するとすれば、職員の志気の低下、勤務意
 欲の減退を引き起こし、また、労使関係への悪影響
 を招来するとする声が高まってきている。人事院と
 しては、この際、広く公務内外の意見を聴取した
 が、一方において現下の財政事情に対する配慮、公
 務員の数及び勤務態度、生涯給与の観点から見た公
 務員の処遇、地方公務員の給与の現状等についての
 批判的意見があるが、行政の役割、公務員の志気、
 人材の確保、労働基本権制約の代償措置としての入
 事院勧告の意義等について深く考慮する必要がある
 ことを強調する意見も多い。人事院勧告による公務
 員給与の決定方式が長年の経緯を経て定着してきて
 いるところであるが、近年の勧告の取扱いをめぐっ
 て、行政訴訟が提起されるなど、労働基本権のあり
 方についても論議が及ぼうとする現状にある。

このような状況を踏まえ、人事院としては、次の
 ように勧告の実施を要請した。

従来から繰り返し指摘してきているとおり、人事
 院勧告制度は、憲法に保障されている労働基本権を
 公務員について制約することに対する代償措置とし
 て設けられたものであり、その趣旨で、勧告は尊重
 され実施されるべきものであって、それによってこ
 の制度が適正に機能していることが重要であると思
 える。もとより、財政事情が極めて厳しい状況にあ
 ること、また、行政改革が引き続き国民的課題とし
 て推進されていることについては、本院としても深
 く認識しているところであるが、一方、行政の果た
 す役割はますます重要度を加えてきており、これを
 担う公務員に対し、適切な処遇を確保して、より積
 極的な行政への貢献を期待することも、また、真摯
 な配慮を必要とするものであると考える。このよう
 な観点から公務員の現状をみれば、現に、連年にわ
 たる給与の抑制の下で人事管理面の困難性、職員そ
 れぞれの生活面への影響を訴える声も多く、本院と

しては、こうした状況が、職員の高い志気の保持、厳正な規律の維持、公務への人材の確保に影響を及ぼし、また、公務における労使関係の安定にひずみを生じさせ、これが公正かつ能率的な行政の運営に支障を生じさせることはないのかと強く憂慮しているところである。

国会及び内閣におかれては、人事院勧告が長年の経緯を経て完全実施されるに至ったことが公務における労使関係の安定に大きく寄与してきたこと、及び公務員がかかる現状にあることに深い理解を示され、さらに、同じく一般職の国家公務員である四現業の職員についての公共企業体等労働委員会の仲裁裁定は本年も既に裁定どおりの実施が決定されていることにも留意され、この勧告を速やかに実施されるよう強く要請する。

5 本年の職種別民間給与実態調査において、この1年間の民間企業における人件費増に対する対応策及び雇用調整等の状況について調査した結果によると、景気動向の影響もあって、これらの措置をとる事業所の割合は減少してはいるが、昨年に引き続き、多数の企業において諸経費の節減、能率の向上等のための措置が講じられているとともに、一部の企業においては部門の整理・業務の外部委託、残業の規制等の措置がとられている。公務部門においても、現在それぞれにおいて各種の努力がなされているところであるが、このような民間企業の状況を十分認識し、行政サービスの向上、業務運営の効率化等適切な対応を進めることが肝要であると考えます。

なお、参考のためいわゆる小規模事業所の一部について、調査の実効性、公務と同様の職務に従事する者の給与等を調査したが、これについては今後も引き続き所要の調査を行う予定である。

6 本院が、昨年報告した人事行政改善の諸施策については、関係各方面の意見を聴取しつつ、その具体化のため引き続き必要な検討を行っており、既に一部の施策についてはその実施のための手続を進めているが、本院としては、今後、成案を得たものから逐次実施のための所要の措置を講じていきたいと考えている。

7 民間における週休制度の実態について本年も調査したところ、何らかの形で週休2日制を実施している事業所の割合は74.6%（昨年70.7%）、隔週又は月2回以上の週休2日制を実施している事業所の割合は57.2%（昨年53.6%）となっており、それぞれ、顕著な伸びを示した。また、週休2日制を実施している事業所のうち、いわゆる閉店方式を採っている事業所の割合は74.3%となっている。

職員の週休2日制については、昭和56年3月以降

当分の間の暫定的措置として、職員が概ね4分の1ずつ交替で4週間につき一の土曜日を日曜日に加えて休む方式を基本とする4週5休制により実施され、3年余を経過したところであるが、昨年1年間の実施状況を調査したところ、基本形により実施された職員は全体の94.2%、職務の特殊性等に基づき何らかの変形により実施された職員は全体の5.8%となっており、制度発足時と比較すると、変形から基本形への移行は順調に進んだものと認められる。

以上のような民間における普及状況の変化及び現行制度の実施状況の推移等を勘案すると、公務における週休2日制の今後の進展の方向を念頭に置いた4週5休制の新たな方式の導入を検討すべき段階に達したものと考えている。本院としては、行政サービスのあり方その他諸般の事情に留意し、関係諸機関と連繫をとりつつ、所要の検討を進めることとした。

公務員給与改定の勧告にあたって

人事院総裁談話(59年8月10日)

- 1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、公務員給与を本年4月から6.44%改定するよう勧告いたしました。
- 2 今回勧告した公務員給与の改定は、精密な調査によって得られた官民の給与較差に基づくものであります。勧告に当たっては、科学的、客観的に官民の給与を把握し、これを比較しているものであって、この方式については大方の理解、納得を得られているものと信じております。
- 3 公務員の給与については、ここ3年の間、56年は管理職職員の改定の一年延期、57年は全職員について改定の見送り、そして、58年は勧告の一部実施という措置がとられました。
もともと、人事院の給与勧告は、公務員について労働基本権が制約されていることにより、その代償措置として第三者機関である人事院が行うものであり、これによって公務員の適正な給与上の処遇が確保されているものであります。制度上の意義からいっても、実際上の給与のあり方からいっても、人事院の勧告は尊重されるべきものと考えております。
- 4 人事院は、勧告に当たって、本年も、広く公務内外の意見を聴取いたしました。近年の公務員給与の現状に照らし、公務員の勤務の特性、その志気及び人材の確保、人事院勧告制度の意義等について、その重要性を強調する意見が多数ある一方、厳しい財政事情に対する配慮、公務員の数、生涯給与の関

題、地方公務員の給与の現状等について批判的意見も述べられております。

5 公務員は、このような給与上の措置が行われている中で、行政の円滑な実施に努力してきております。もとより、厳しい財政事情の下にあること、行政改革が引き続き推進されていることについては、人事院としても深く認識しておりますが、行政の適切な執行は、これを担う公務員によって実現されるものであり、その公務員が安んじて職務に精励しうるように措置することもまた極めて重要なことであります。

国会及び内閣におかれては、以上各段において申し述べました趣旨を御理解の上、この勧告のとおり、これを速やかに実施されるよう強く要請いたします。

6 国民各位におかれては、上述のような経緯により、公務員の給与は民間給与に比べて相当下回っていることについて御認識をいただくとともに、今回の勧告は、前各段に述べているような趣旨を踏まえて、民間給与との較差を埋め合わせるように行っているものであることに深い御理解を得たいと思います。

7 公務員諸君においては、公務員のごく一部の非違行為等が公務員全体に対する国民の不信感を招いていることを銘記し、また、公務員の勤務振りについて民間の場合と常に対比されることに留意するとともに、国民から誠実な行政サービス、効率的な業務運営を強く期待されていることを十分認識し、厳正な規律の下、一層職務に精励されるようこの機会に強く要望しておきます。

○レクリエーション行事

行 事 名	実施期日	参加者数	入 賞 者 (チ ー ム) 等	実 施 場 所
昭和59年度職員ボーリング大会	昭和59年 7月10日 18時～ 20時	45人	1位 ミッチャンズ (474点) 庶務課 吉成政行、厚生課 西村光範、家政学部 鮫島よしみ 2位 アップル (454点) 文教育学部 西川紀子、理学部 細矢治夫、附属小学校 和田淳 3位 ザ・キン肉マン (441点) 施設課 石川千一、附属中学校 室伏きみ子、附属小学校 横山善実	ブランズウィック・スポーツガーデン (池袋)

○9月のレクリエーション行事について

このことについて、下記の種目を実施します。なお、硬式庭球大会については参加人員に余裕がありますので奮ってご参加下さい。

記

- 1. 大相撲観戦 (秋場所)
日 時 9月9日(日)、15日(祝日)
16日(日)、22日(土)
23日(日)

場 所 東京蔵前国技館
実施人数 40人

- 2 硬式庭球大会
日 時 9月29日(土) 13時～17時
場 所 大学テニスコート
参加人員 36人 (1チーム 6人×6チーム)
参加者には賞品がです。

○昭和59年度全国労働衛生週間について

このことについて、昭和59年8月文部省大臣官房人事課長から通知がありましたので、お知らせします。

記

昭和59年度全国労働衛生週間実施要綱(抄)

- 1 趣旨
労働衛生意識の高揚及び事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和59年度全国労働衛生週間を10月1日から1週間にわたって実施する。本週間は、昭和25年から毎年実施されており、今年度で35回目を迎えることになる。

職業性疾病の発生は、昭和40年代に約3万件に達したが、事業者をはじめ、産業医、衛生管理者など関係者の真しな労働衛生管理活動等により着実に減少してきて昭和58年には約1万5千件となっている。

しかしながら、慢性疾病については、じん肺が依然として多く、振動障害も減少傾向を示しているものの林業以外の業種へも広がりを見せているところである。一方、MEを中心とした技術革新に伴う労働衛生対策や高齢化社会の進展に伴う中高年齢労働者の健康管理対策などについても新たな対応が要請されているところである。

労働衛生管理の目標は、職場における有害な因子

を排除し、労働者の健康障害を防止するのみならず、快適な職場環境をつくり、健康の確保増進を図ることにある。このため、事業者をはじめ、産業医、衛生管理者、現場技術者、作業者などすべての人々が協力して、作業環境作業方法等の改善や健康管理に積極的に取り組み、職業性疾病予防対策等の徹底を図るとともに、新しい課題の把握とそれへの対応及び健康づくり対策を推進することが重要である。

本年度は、計画の着実な前進を図るため、事業場における作業環境管理、作業管理及び健康管理を一層推進することが肝要であることから「広げよう環境管理、進めよう作業管理、高めよう健康管理」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開することとし、それぞれの事業場における労働衛生管理体制の一層の整備と労働衛生対策の徹底を図ることとする。

2 スローガン

広げよう環境管理、進めよう作業管理、高めよう健康管理

3 期間

準備期間 9月1日から9月30日まで

本週間 10月1日から10月7日まで

4 主唱者

労働省 中央労働災害防止協会

5 事業場の実施事項

(1) 準備期間中に実施する事項

イ 化学物質の有害性の調査に関すること
事業場内において使用する有害物質の完全把握

ロ 環境管理に関すること

(イ) 有害なガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、騒音等の有害要因にさらされる作業環境の測定及びその結果に基づく作業環境の改善
(ロ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置等の機能の点検及びその結果に基づく適切な措置

(ハ) 残さい物の処理方法についての点検及びその結果に基づく適切な措置

(ニ) 換気、採光、照明等の一般的衛生状態の点検及びその結果に基づく適切な措置

ハ 作業管理に関すること

(イ) 作業の動作、姿勢、速度、継続時間等の作業方法の分析及びその結果に基づく作業の適正化の実施

(ロ) 呼吸用保護具等の点検

(ハ) 休息、休養設備の整備、充実

ニ 健康管理に関すること

(イ) 健康診断の実施及びその結果に基づく適切な事後措置並びに作業環境及び作業方法との関連性の検討

(ロ) 健康状態に応じた作業者の適正配置等の推進

(ハ) 健康相談及び健康教育の実施

ホ 労働衛生教育の充実

(イ) 局所排気装置等の保守点検方法、有害物質の取扱い方法、標準的作業方法の徹底等に関する教育の実施

(ロ) 健康的な生活習慣確立の重要性の啓発

ヘ 労働衛生管理体制の確立とその効果的な活動の促進

(イ) 労働衛生管理方針の確立及びその実践

(ロ) 環境管理、作業管理及び健康管理の確立及びその実践

(ハ) 労働衛生管理体制の整備・充実とその構成員の職務権限の確立

(ニ) 現場管理者の職務権限の確立

(ホ) 衛生管理に関する規程の整備・充実

(ヘ) 衛生委員会の開催とその活用

(ト) 事業者及び総括安全衛生管理者への情報伝達ルート等の確立

ト その他

(イ) 清潔保持のための洗身、手洗い等の設備の整備・充実

(ロ) 寄宿舎、食堂等の整備及び清潔の保持

(ハ) 緑化美化運動の推進

(2) 本週間に実施する事項

イ ポスター・スローガン等の掲示

ロ 安全衛生管理者の職場巡視等による労働衛生に対する意識の高揚

○計 報

町田稲尾 元事務局長

元事務局長町田稲尾氏には老衰のため昭和59年8月5日逝去されました。享年80才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、生前の功績により、正四位に叙せられました。(在職期間 昭和29年9月3日～昭和40年3月31日)

○職員の住所等変更

○新任者住所等

○課外活動共用施設新営その他工事について

建設位置 学生会館南側（前音楽練習室跡地）

規 模 鉄筋コンクリート造3階建

建築面積、295.97㎡延べ面積842.41㎡

その他屋外排水管・配管ピット

工 期 着 工 昭和59年9月4日

しゅん工 昭和60年3月30日

日 誌 (抄)

- 7月3日(火) 部局長会議、生活環境研究センター運営委員会(持ち回り)
- 4日(水) 人文科学・理学研究科委員会、各学部教授会、外国人留学生に対する歌舞伎鑑賞教室(於国立劇場)
- 5日(木) 昭和59年度留学生交流研究協議会(5日・6日:於弘前大学)
- 9日(月) 学生・学寮・学生会館運営委員会、学寮協議会
- 11日(水) 評議会、組織及び運営に関する検討委員会、新入生セミナー(11日~13日:於八王子セミナーハウス)
- 17日(火) 部局長会議、百年史刊行委員会
- 19日(木) 事務連絡会議
夏期休業(7月19日~9月8日)
- 20日(金) 附属学校委員会(持ち回り)
- 22日(日) 対奈良女子大学定期戦(卓球)
(22日・23日:於奈良女子大学)
- 8月1日(水) 企業求人申込受付開始
- 3日(金) 昭和59年度物品検査(3日・4日:於理学部附属臨海実験所、館山野外

教育施設)

- 8月5日(日) 対奈良女子大学定期戦(硬式テニス)
(5日・6日:於奈良女子大学)
- 11日(土) 臨時部局長会議
- 13日(月) 人事担当部課長会議(於大手町合同庁舎)
- 20日(月) 公開講座受講受付(20日~24日)
- 23日(木) 農水産分野出身国立大学長会議(23日・24日:於佐賀大学)
- 26日(日) 対奈良女子大学定期戦(軟式テニス)
(26日・27日:於本学)
- 29日(水) 昭和59年度中堅事務職員研修(29日~9月1日:於草津セミナーハウス)、附属学校委員会(持ち回り)
- 30日(木) 附属学校委員会(持ち回り)